

令和 2 年度第 1 回瑞穂町個人情報保護審査会  
会議録

日 時	令和 2 年 6 月 1 6 日（火） 午後 1 時 2 5 分から午後 3 時 1 3 分まで	
場 所	瑞穂町役場本庁舎 4 階委員会室	
出席	審査会委員	臼井治夫 小川幸三 田中信雄 平山敬夫 町田和美
	事 務 局	小作正人 福島 聡 伊丹温徳
欠席	審査会委員	なし
会議の要旨	<p>1 開会 総務課長</p> <p>2 会長挨拶 町田会長挨拶</p> <p>3 議事録署名委員の指名 田中委員を指名</p> <p>4 議事</p> <p>瑞穂町教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）が行った自己情報非開示決定処分（令和元年 1 0 月 3 1 日付け瑞企総収第 8 2 5 号の 9）に対する審査請求について（諮問）</p> <p>（1）実施機関からの口頭による説明</p> <p>瑞穂町個人情報保護審査会は、教育委員会に対し、瑞穂町個人情報保護審査会審査要領第 1 1 条の規定により、委員からの事前質問に対する回答及びその他質問に対する説明を求めました。</p> <p>（教育部教育指導課、同部学校教育課職員が説明し、説明後退席しました。）</p> <p>（2）書面審理</p> <p>令和元年 1 0 月 1 8 日付けで受理した自己情報の開示請求に対して、瑞穂町個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）第 1 8 条の 2 の規定を理由に、同条例第 1 5 条第 1 項の規定により開示しないことと決定したこと</p>	

に対する審査請求について書面審理を行いました。

その要旨は、次のとおりです。

- ① 教育委員会は、条例第18条の2の規定（存否応答拒否）を根拠とし、その理由を「居所が容易に探知できる可能性が生じるため」として非開示決定をしましたが、反論書により、家庭裁判所での調停において、母が自ら作成した書面によって子の居住場所と就学場所を裁判所及び審査請求人に開示しているという事実が認められ、また、審査請求人と子らとの間で宿泊を含む面会交流が行われている予定が立てられたことが認められることから、存否応答拒否の理由は遅くとも審査請求を受けてこのような事実を知るに至った時点で失われたと思われます。
- ② 教育委員会の決定後、審査請求書や反論書により、居所や学校名が審査請求人にとって既知の事実であることが明らかになったとしても、現に妻が子連れ出し別居をしているという状況や別居の際夫が復縁や子を取り返すために暴力沙汰に及び妻の生命身体の安全が侵害されたり、子が心に傷を負ってしまうことが往々としてあり、また、暴力行為から逃れてきた者の申出により住民基本台帳事務におけるDV等支援措置が講じられるといった法整備がされている社会状況も考えれば、決定時点での教育委員会の判断は間違っはいなかったと思われます。
- ③ 教育委員会は決定をやり直すべきと思われます。なお、審査請求人は、対象文書の全部を開示するよう求めています。開示の判断は、条例第17条各号の「開示しないことができる自己情報」の規定に基づいてされるべきであると思われます。

## 5 結論

教育委員会が条例第18条の2に該当するとして、本件保有個人情報の存否を明らかにすることなく非開示とした処分は、決定時点においては相当ですが、決定以降新たに生じた事実に鑑みると、この答申時点では相当であるとはいえず、決定を撤回し、その後生じた新たな事実も合わせ検討し、自己情報開示請求の決定手続をやり直すべきであると答申することで決定しました。

## 6 その他

令和2年4月23日付け各委員に通知した「新型コロナウイルス感染症対策に係る個人情報の収集について」を事務局から説明

新型コロナウイルス感染症対策に係る事務を行うに当たり、新たに個人情報を収集し、又は目的外利用をする必要があったとしても、条例の規定を遵守し、また担当課への説明や指導を行っていく旨説明しました。

## 7 閉会 町田会長

議事録署名委員 \_\_\_\_\_